

第 20 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 2 月 26 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 38 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

	3 番	大野	和也
	11 番	菅野	能稔
	21 番	大澤	慶博

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 平成 29 年度農業政策と予算に関する要望意見について

第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定

について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について

第6号 現況証明について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主事	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第20回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、14番深松委員、15番宗廣委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
----	---

次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員、11番菅野委員、21番大澤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
-----	--

議長	次に報告第1号「平成29年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。事務局から報告いたします。
----	--

事務局	「平成29年度農業政策と予算に関する要望意見について」次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出いたしましたので報告いたします。本委員会としての農業政策に関する要望につきましては、昨年11月19日に農政部会で協議し、11月27日開催の第17回総会で決定をいただき、12月9日に幕別町に対し要請書を提出し、国並びに道に対して働きかけの要請を行いましたので、同様の内容で十勝農委連を通じ北海道農業会議へ提出するものでございます。内容につきましては、TPP協定交渉への対応及びFTA/EPAについて、地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて、農業基盤整備予算の確保について、有害鳥獣の駆除対策について、農業委員会関係予算の確保等について、の5項目でございます。要望の内容・理由については記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。
-----	---

議長	報告第1号について、何かご質問ございませんか。
----	--------------------------------

(発言なし)

議長	発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。
議長	次に報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 17 番を説明いたします。
事務局	報告第 1 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 3 ページから 6 ページの 17 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 2 号 1 番から 17 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 17 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 3 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号 1 番から 2 番の説明をいたします。
事務局	報告第 3 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書 7 ページの今月 18 日と 19 日に町公社が利用調整を行った 2 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第 3 号 1 番から 2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番から 2 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番、2 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 3 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の 2 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長	議案第 1 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
7 番	7 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12 番 12 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 7 番、8 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番、8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 7 番、8 番は原案のとおり可決されま

した。

議長

次に議案第2号9番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番から12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページ、6ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番から12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号13番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号13番から14番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号15番から20番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号15番から20番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書8ページから10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号15番から20番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号21番から28番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号21番から28番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書11ページから14ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番から28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号21番から28番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号29番から32番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号29番から32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書15ページ、16ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番から32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号29番から32番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号33番から36番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号33番から36番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書17ページ、18ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 33 番から 36 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 33 番から 36 番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第 2 号 37 番、38 番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 2 号 37 番、38 番について事務局から説明をいたします。

(4 番 高橋委員退席)

事務局

【議案第 2 号 37 番、38 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 19 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番

25 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 37 番、38 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第2号37番、38番は原案のとおり可決されました。 (4番 高橋委員着席)
議長	次に議案第2号39番、40番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号39番、40番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書20ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。これらの案件は本月18日に町公社が賃貸借料の変更に伴う利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号39番、40番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号39番、40番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号41番から44番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号41番から44番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書21ページ、22ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。これらの案件は経営主の変更に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号41番から44番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号41番から44番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号45番から50番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号45番から50番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書23ページから25ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は経営移譲に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号45番から50番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号45番から50番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号51番から54番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号51番から54番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書26ページ、27ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番	20 番説明いたします。これらの案件は経営移譲に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 51 番から 54 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 51 番から 54 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 55 番、56 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 55 番、56 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 28 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。これらの案件は今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 55 番、56 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 55 番、56 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 57 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 57 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 29 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は昨年 11 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 57 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 57 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 58 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 58 番について議案書をもとに朗読】

この案件は後継者への経営移譲に伴い北海道農業公社が一時貸付を行っている農地の借受け予定者を変更するものであります。なお、計画要請の内容は別添調査書 29 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。この案件は北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者に移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 58 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 58 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 59 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 59 番について議案書をもとに朗読】 この案件は後継者への経営移譲に伴い北海道農業公社が一時貸付を行っている農地の借受け予定者を変更するものであります。なお、計画要請の内容は別添調査書 30 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明いたします。これら案件は北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者に移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 59 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 59 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 60 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 60 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 30 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件は昨年 12 月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 60 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 60 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 61 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 61 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 31 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19 番説明いたします。この案件は先月買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 61 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 61 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 62 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 62 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 31 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は先月買入要請を行ったものであります。譲

	受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号61番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号61番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】 この案件はお手元に配布しております別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15番説明いたします。この案件は親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。この案件は親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 3 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番 20 番説明いたします。この案件は親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は今日18日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】 この案件は地役権者の農地への通行を目的に地役権を設定する案件であり、通行地役権を設定する農地は記載にあります2筆に設定するものであります。なお、この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は今日18日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25番説明いたします。この案件は今日18日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号7番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19番説明いたします。この案件は今日18日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。

	ます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号8番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号8番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16番説明いたします。この案件は今日18日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第3号9番につきましては、国枝委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第3号9番について事務局から説明をいたします。 (16 番 国枝委員退席)
事務局	【議案第3号9番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番 14 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は国枝委員であります
が、議事参与に該当いたしますことから私の方から説明いたします。今月 18
日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないこ
とを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでござ
いますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 9 番について原案のとおり
決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 9 番は原案のとおり可決されました。
(16 番 国枝委員着席)

議長 次に議案第 3 号 10 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 10 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番説明いたします。この案件は今月 18 日に大道委員、千葉委員、事務局
と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳
細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたし
ます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 10 番について原案のとおり
決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 11 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 11 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は今月 18 日に大道委員、千葉委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 11 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 11 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります、本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件は今月 18 日に大道委員、千葉委員、事務局

	とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は建築物の構造変更が生じたことから工期延長に伴い工事期間の変更をするものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件は本来大野委員が地区担当でございますが、本日欠席のため私が説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月18日に大道委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第6号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号2番、3番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

12番説明いたします。これらの案件は砂利採取申請及び地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月18日に大道委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第6号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第6号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号4番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月18日に大道委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしく願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号5番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号5番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月18日に大道委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号5番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第20回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。